経税部だより

税務調査を巡る動向と最近の傾向

税理士　山本　佐代子

税務調査の新たな局面

税務調査は社会情勢により時代とともに変化しています。コロナ禍においては実地の調査が行えず、いわゆる「お尋ね」による呼び出しが頻発しました。現在、実地調査は本格的に増えてきましたが、この間の遅れを取り戻すために、調査の短期化、効率化が重視されている印象です。

税務調査の効率化は、電子化の形で飛躍的に進められてきています。例えば、税務調査の選定はＡＩを搭載したＫＳＫ（国税総合管理）システムが担っています【図1】。しかし、選定の過程において人の目が介在しなくなったことで、精度は極めてあいまいと言わざるを得ません。

国税庁はシステムの高度化を図るため、次世代システムの構築に着手しており、令和8年の本格導入を目指しているようです。

マイナンバーの利活用によっても情報収集の幅が拡がり、個人の銀行口座や証券口座はすでに紐づけされています。インボイス制度や電子帳簿保存法も実施を間近に控え、税務調査の手法が今後大きく変わってくることが予想されます。

税務調査のルールは厳格に定められている

しかし、税務調査における手続き（ルール）は従来と変わりません。これは国税通則法によって定められており、２０１１年の改正で厳格化しました【図2】。税務署員はこの手続きに則って調査を行わなければなりませんが、依然としてこれを逸脱した調査が横行しており、改正10年を経た現在、顕著に現れてきているのではないでしょうか。

特に調査の入り口である事前通知はおろそかにされるケースが多いため、調査の連絡が来たら11項目の通知を徹底させることがまず重要です。【図3】

一方で、この手続きに定められていない「質問応答記録書」への同意を税務署が求めてくることがあります（現在では重加算税が生じる場合にほとんど求められるようになりました）。これは調査終了後に作成される調書のようなもので、これに納税者が署名をすることで、あとから不服申し立てができないようにするためのものです。しかし前述したとおり手続き法に定められているわけではありませんので、これを強制されるような場合はきっぱりと拒否してください。

税務調査ルポ　―顧問先の事例から

顧問先で昨年から立て続けに税務調査がありました。これまでの経験ではなかったようなやり取りがいくつかありましたので、参考までに紹介します。

①運送業（個人）

事前通知では「半日でいい」ということで調査が始まりました。ただし署員は帳簿類の持ち帰りを前提に考えていたようで、「持ち帰れば1週間で終わるが、そうでなければ何度も臨場しなくてはならない」と半ば脅しともとれる発言でした。帳簿類の持ち帰りは「留め置き」といい、原則的なやり方ではありません。納税者はこれを拒否することができますし、それをもって不利益を被ることはありません。

留め置きは拒否した上で、日を改めて調査を受けることになりました。何も出ないまま終了時間が迫ったところ、調査官の一人が電話で席を外します。戻るなり突然交際費について「これでは経費性の有無がわからない」と言及し始めました。他にこれといって指摘する箇所が無かったための苦し紛れであることは明白です。まして個人は法人と違い、交際費に限度額などありません。さらに「いくらか否認してもらえないか」と提案してきたので、後日統括官に苦情を申し入れました。

こうした調査官の言動がまかり通る背景の一つには、せっかく立ち合いしても納税者の立場で主張せず、安易に修正に応じる税理士が存在するのだと思います。

②製造業（法人）

臨場は4回目という若い調査官が担当したケースです。冒頭1時間ほど聞き取りの後、突然「パソコンを見せてほしい」「過去のデータを見て、資料と合っているのかを確認したい」と言いました。必要な書類は準備の上で臨んでいるわけですから、まずはそちらを先に確認するべきです。調査官がこちらの主張に聞く耳を持たない様子でプリントアウトを指示し始めたため、「こちらに資料があるにも拘らず更に印刷を求めるのであれば、相応の代金支払いを」と主張すると、やっと引き下がりました。さらにあらかじめ確認していたはずの休憩時間や終了時間も超過して調査を続けたため、またも統括官に抗議を申し入れました。

最近、若い調査官による強制調査まがいの乱暴なやり方が目に余ります。実地調査をあまり経験せず現場に出ていることから、コロナ禍の弊害を感じずにはいられません。

最後に

上記の調査はいずれも是認（修正なし）で終わりました。上述したように、税務調査の選定が基本的にシステム一辺倒になっているもとで、結果として調査の根拠が弱く不毛なやり取りに終始したという印象です。通常の調査はあくまで納税者の任意で進められるべきものですから、「税務調査10のポイント」（保団連発行『保険医への税務調査』より）なども参考にし、無理な要求にはきっぱり応じられないと主張して臨んでください【図4】。

図１　財務省ホームページ「国税総合管理（KSK）システムの概要」

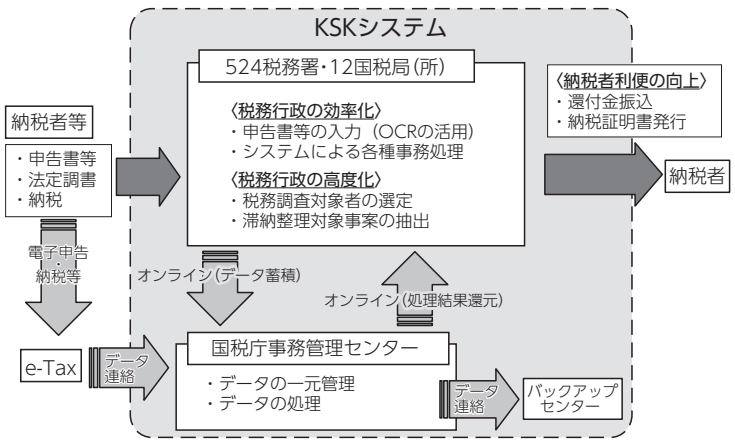

図２　国税庁ホームページ「税務手続きについて」

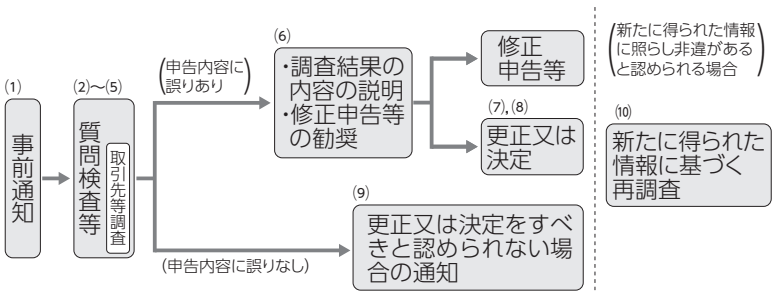

※番号は、このパンフレットの「4. 税務調査手続」で記述されている番号を示します。

図３　事前通知の11項目

1，実地の調査を行うことの旨
2，調査官の所属官署と氏名
3，調査を受けるものの氏名・名称と住所
4，調査開始日時
5，調査開始場所
6，調査開始日時と調査開始場所は合理的理由があれば協議できるという説明
7，調査の目的
8，調査の対象となる税目
9，調査の対象期間
10，調査の対象となる帳簿書類や物件
11，通知事項以外に非違が行われることとなった事項は改めて通知しなくても調査できるという説明

図４　『月間保団連　保険医への税務調査』より「税務調査10のポイント」

1．事前通知が来たら必ず内容を記録しましょう。
2．無予告の時は、調査官の身分証明書・質問検査章を確認し、理由を問い質した上で、日を改めさせましょう。
3．捜査令状のない調査はすべて任意調査です。強制力はありません。
4．調査の理由を確かめ、問題点を明らかにして対応しましょう。
5．立会人を置くとともに、メモや録音で調査内容を十分に確認しましょう。
6．現場での調査を徹底させましょう。帳簿書類等の税務署への持ち帰りは、理由を述べて断りましょう。
7．任意調査のもとで、カルテ提示の義務はありません。
8．納税者の承諾のない反面調査には強く抗議しましょう。
9．診察室や私室に入ったり、机・ロッカー等を勝手に調べるのは違法です。非常識な態度は注意しましょう。
10．申告是認の場合、その旨を記した通知書が発行されます。更正決定等をするといわれた場合、金額と理由について書面での納得のいく説明を求めましょう。

インボイス制度開始前に留意したいこと

インボイス制度が10月１日よりスタートします。

歯科医業ではインボイスを求められるケースは極めて少ないですが、自費診療や検診事業で法人と取引のある先生は対応が求められるケースがあります。インボイス発行事業者として登録すると課税事業者となり、売上が免税点以下でも消費税の申告が必要です。

「あわてて登録してしまった」「もう少し検討したい」という場合、９月中にインボイス登録センターに手続きをとることで「取り下げ」が可能です。制度開始の10月１日以降に「取り消したい」場合は、所定の届け出書を事業年度開始の15日前までに税務署に提出する必要があります。

- ９月中の取り下げ：インボイス登録センター（TEL 06-6585-2260）
- 10月以降の取り消し：所轄の税務署